

資料 2 - 2

坂出 L N G 基地 増設計画
環境影響評価方法書に係る
香川県環境影響評価技術審査会

補足説明資料

令和 7 年 1 2 月
坂出 L N G 株式会社

タンクを増設した分、船の着く回数が増加したり、船舶が大型化したりするとお聞きした。これらによる影響はどのようなものか。

現状の LNG 船の着桟回数については年間 6~8 船程度であり、LNG タンク増設後は着桟回数の増加が見込まれ、昨今の船舶大型化の情勢等から鑑みて、年間 10 船程度の着桟となることを想定しています。

また、LNG 船の着桟回数増加や大型化することにより考えられる海域の水生生物への影響については、LNG 船の主要な交通ルートは航路であり、水生生物の主要な生息環境ではないことから、海域への影響は極めて小さいと考えています。

建設予定地の土壤汚染の有無が気になっている。もし土壤汚染があった場合は、掘削工事に伴う汚染物質の拡散も懸念される。土地の使用履歴や現状について、次回、説明してほしい。

土地の使用履歴につきましては、方法書 90 頁 3.1-74 ②対象事業実施区域の土地利用履歴をご確認ください。

また、坂出 LNG がコスモ石油から土地の取得を行う際に行った聞き取り調査や自主的に実施した土壤調査では、当該用地において過去に原油タンクからの漏洩事故等はないとの報告をコスモ石油から頂いているとともに、土壤汚染対策法の指定基準値を超える有害物質は確認されませんでした。

一方、今回の工事では LNG タンクの増設に伴い 3,000m² 以上の土地の掘削が想定されることから、土壤汚染対策法に基づく調査を実施し、その結果を踏まえ、法令に基づく対応を確実に行うこととしています。

② 対象事業実施区域の土地利用履歴

対象事業実施区域のある番の州工業地帯は、昭和 36 年運輸省（当時）において、備讃瀬戸航路整備事業として浚渫工事が施工されることになり、この浚渫土砂の利用方法として、香川県によって坂出市沖合約 1km に横たわる巨大な州（浅瀬）であった「番の州」が埋め立てられ造成された。

造成工事は、昭和 39 年に着工され、昭和 48 年に完成し、本造成工事により、沙弥島、瀬居島は陸続きとなった。

坂出 LNG 基地は、昭和 47 年から石油精製事業を営んでいたコスモ石油（株）坂出製油所が所有する原油タンク 7 基の内 3 基を撤去した跡地に、平成 18 年の土地取得から約 4 年の歳月をかけて建設された。

平成 22 年の営業運転開始後は、四国電力（株）から LNG の受入、貯蔵、気化、派出の業務を受託し、四国電力（株）坂出発電所の発電用燃料や四国ガス（株）向けの都市ガス用等としてガス導管を用いて天然ガスを供給するとともに、LNG ローリー車によるお客様への LNG 出荷を通じて、四国内のクリーンエネルギー供給拠点として社会への貢献を果たしてきた。

なお、本事業で増設を行う貯蔵、気化・派出設備は、基地建設時にコスモ石油（株）坂出製油所から取得した土地（空地）を活用して建設する計画であり、現状、その土地は厚生施設であるテニスコート及び公園、臨時の資材置き場や駐車場として利用している。